

税額シミュレーションシステムの入力方法 (市県民税申告書を作成される方)

給与収入のみを得ている方が、給与の源泉徴収票から、「医療費控除」、「配偶者控除」、「扶養控除」及び、「16歳未満の扶養親族」について、市県民税を申告するための入力例を説明します。

■1. 入力画面に進む

メニュー画面の「給与収入のみの方」ボタンを押して入力画面に進んでください。

長浜市 NAGAHAMA あなたの個人住民税がいくらになるか試算できます。

「市民税・県民税はいくらになるの?」「税制改正の影響は?」
そのような方は、ぜひ、本システムをご利用ください。

主なご利用方法
源泉徴収票の内容や所得の状況等を入力していただくことで住民税の税額が試算できます。
入力した情報に基づき住民税申告書を作成のうえ、自宅のプリンターからプリントし、長浜市に申告することができます。

利用例
税額を事前に把握すること、納税通知書に記載されている税額の計算方法等を確認することなどができます。

計算したい年度を選択後、以下のボタンから各ページへ進んでください。

令和2年度(平成31年1月～令和元年12月の収入)の市民税・県民税額を計算します。

給与収入のみの方 給与収入のみの方は源泉徴収票を入力することで、税額の試算から市民税・県民税申告書作成までができます。

年金収入のみの方 年金収入のみの方は源泉徴収票を入力することで、税額の試算から市民税・県民税申告書作成までができます。

複数の収入がある方 複数の収入がある方は、こちらで税額の試算から市民税・県民税申告書作成までができます。

収入がなかった方 収入がなかった方は、こちらで市民税・県民税申告書を作成できます。

■ 2. 源泉徴収票の内容を入力する

生年月日を含め、源泉徴収票の内容を入力します。

あなたの個人住民税が いくらになるか試算できます。

- 源泉徴収票の内容を入力して税額の試算をしていただくページです。
 - 各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>
 - この画面の入力に関する内容、詳細入力について知りたい方はこちらへ [注意事項](#) >>
 - 源泉徴収票にない医療費・寄附金など入力される方はこちらへ >> [詳細入力画面へ移動](#)

全て表示
1枚目
2枚目
3枚目

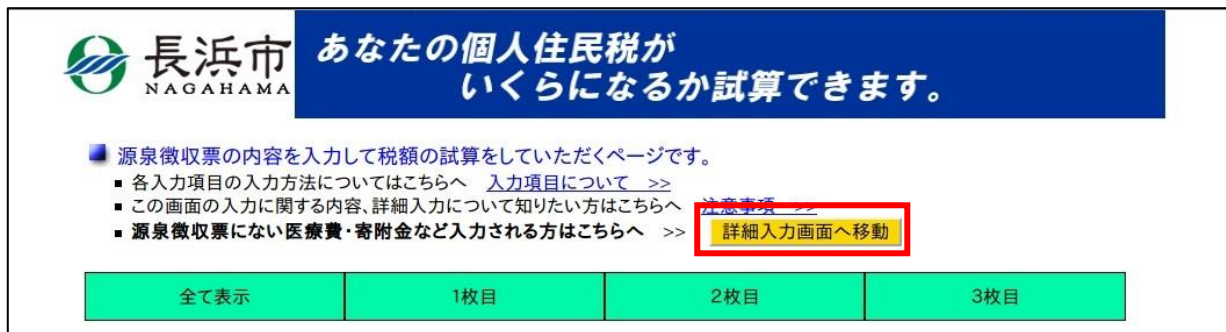


1枚目 令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所	区分	(受給者番号)			
				(役職名)		
				氏 (フリガナ)		
				名		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額		
	5,000,000			0		
控除対象配偶者	配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)	
有 配偶者			特定 老人 その他		特別 その他	
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
800,000			50,000	113,500		
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護保険料の金額	新国民年金保険料の金額	旧国民年金保険料の金額	
	180,000	100,000	90,000	360,000	180,000	
住宅借入金等特別控除の種別	住宅借入金等特別控除の適用回数	居住開始年月日 (1回目)	金等特別控除区分	住宅借入金等特別控除の種別		
		平成 27 年 10 月 10 日	住			
控除対象配偶者	氏名 (フリガナ)	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧国民年金保険料等の金額	
1	氏名	区分				
2	氏名	区分				
3	氏名	区分				
4	氏名	区分				
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙種	本人が障害者	
					特別 その他 一般 特別	
					寡婦 寡夫 勤労学生	
					中途就労-退職	
					受給者生年月日 (※入力必須)	
					令和 50 年 5 月 5 日	
支払者	住所 (県庁) 又は所在地				(電話)	
	氏名又は名称					

■ 3. 源泉徴収票に記載のない内容を入力

- ① 源泉徴収票に記載のない内容を入力します。今回、「医療費控除」、「配偶者控除」、「扶養控除」及び、「16歳未満の扶養親族」を追加したいので、まず、画面上方にある「詳細入力画面へ移動」ボタンを押して、入力ページに移動し、それぞれ次のように入力します。



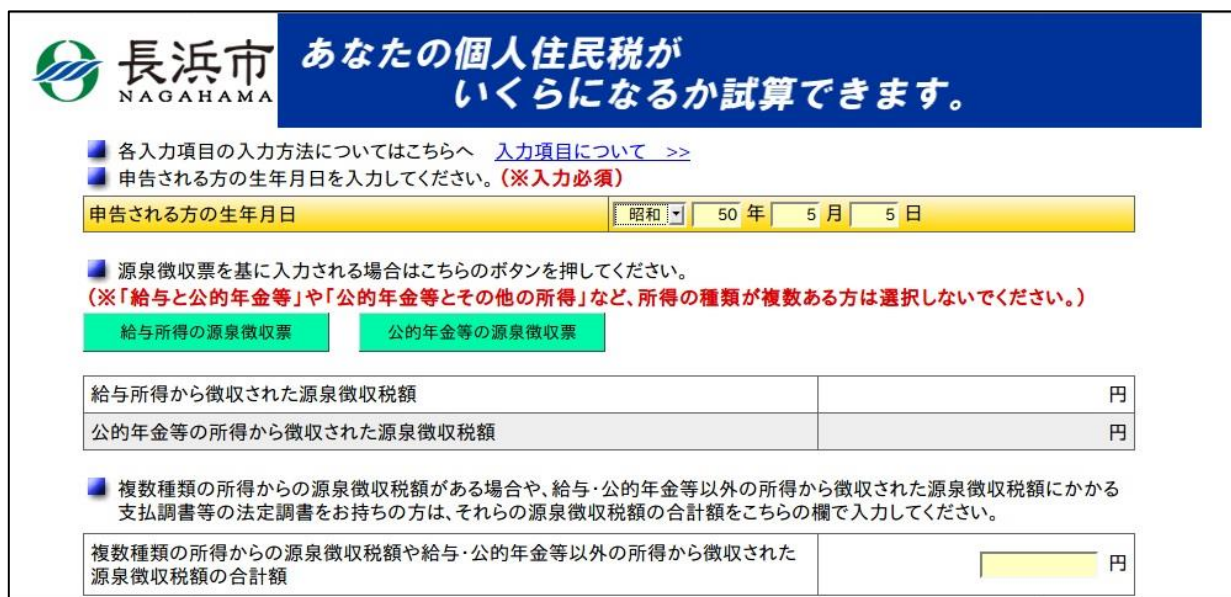
長浜市 NAGAHAMA

あなたの個人住民税がいくらになるか試算できます。

■ 源泉徴収票の内容を入力して税額の試算をしていただくページです。

- 各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について >>](#)
- この画面の入力に関する内容、詳細入力について知りたい方はこちらへ [詳細入力について >>](#)
- 源泉徴収票にない医療費・寄附金など入力される方はこちらへ [詳細入力画面へ移動](#)

全て表示 1枚目 2枚目 3枚目



長浜市 NAGAHAMA

あなたの個人住民税がいくらになるか試算できます。

■ 各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について >>](#)

■ 申告される方の生年月日を入力してください。(※入力必須)

申告される方の生年月日 昭和 50年 5月 5日

■ 源泉徴収票を基に入力される場合はこちらのボタンを押してください。
(※「給与と公的年金等」や「公的年金等とその他の所得」など、所得の種類が複数ある方は選択しないでください。)

給与所得の源泉徴収票 公的年金等の源泉徴収票

給与所得から徴収された源泉徴収税額	円
公的年金等の所得から徴収された源泉徴収税額	円


■ 複数種類の所得からの源泉徴収税額がある場合や、給与・公的年金等以外の所得から徴収された源泉徴収税額にかかる支払調書等の法定調書をお持ちの方は、それらの源泉徴収税額の合計額をこちらの欄で入力してください。

複数種類の所得からの源泉徴収税額や給与・公的年金等以外の所得から徴収された源泉徴収税額の合計額	円
---	---



←画面を下にスクロールしてください。

②追加する医療費控除等を入力します。



長浜市
NAGAHAMA

あなたの個人住民税が
いくらになるか試算できます。

総合譲渡一時	円
合計	3,460,000円

[TOPへ戻る](#)

所得から差し引かれる金額

雑損控除	円
医療費控除	円
社会保険料控除	円
小規模企業共済等掛金控除	円
生命保険料控除	円
地震保険料控除	円
寡婦(寡夫)控除	円
勤労学生、障害者控除	円
配偶者控除	円
配偶者特別控除	円
扶養控除	円
基礎控除	円
合計	円

医療費控除の詳細情報を入力してください。

申告区分
※セルフメディケーション税制は従来の医療費控除との選択適用となります。

支払った医療費・医薬品購入費 円

保険金などで補てんされる金額 円

● 従来の医療費控除
【控除限度額200万円】

○ セルフメディケーション税制
による特例
【控除限度額8万8千円】

・各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>>

・「入力完了」ボタンで上記の項目を計算し、計算結果が前画面に表示されます。

・「キャンセル」ボタンでこの画面の入力を取り消します。

・「詳細情報をクリア」ボタンで上記の項目をクリアし、前画面の金額を変更します。

配偶者の収入については、→
配偶者の源泉徴収票を確認
して入力してください。

配偶者控除の詳細情報を入力してください。

配偶者の生年月日	昭和 50 年 5 月 5 日
給与収入金額	<input style="width: 100px;" type="text" value="853,217"/> 円
年金収入金額	<input style="width: 100px;" type="text"/> 円
上記以外の所得	<input style="width: 100px;" type="text"/> 円

・各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>>

・「入力完了」ボタンで上記の項目を計算し、計算結果が前画面に表示されます。

・「キャンセル」ボタンでこの画面の入力を取り消します。

・「詳細情報をクリア」ボタンで上記の項目をクリアし、前画面の金額を変更します。

以下のどちらかを選択して扶養控除の詳細情報を入力してください。
一方を選択した場合、他方は入力できません。

○ 人数から控除額を計算する場合

一般扶養	<input type="text"/> 人
特定扶養(19歳以上23歳未満)	<input type="text"/> 人
老人扶養(70歳以上)	<input type="text"/> 人
同居老親等扶養	<input type="text"/> 人
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	<input type="text"/> 人

○ 生年月日から控除額を計算する場合

扶養親族の生年月日(1人目)	平成 12 年 12 月 12 日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(2人目)	平成 16 年 6 月 16 日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(3人目)	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(4人目)	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(5人目)	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(6人目)	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居

※70歳以上で同居にチェックがある場合は同居老親等扶養として扱います。
直系尊属(父母、祖父母等)以外は同居している場合でも同居にチェックをしないでください。
※16歳未満の扶養親族は非課税判定及び障害者控除の対象者として使用します。

・各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>>

・「チェック」ボタンで生年月日等から扶養控除の種類を判定し、人数が表示されます。

・「入力完了」ボタンで上記の項目を計算し、計算結果が前画面に表示されます。

・「キャンセル」ボタンでこの画面の入力を取り消します。

・「詳細情報をクリア」ボタンで上記の項目をクリアし、前画面の金額を変更します。

←「生年月日から控除額を計算する場合」の
欄に入力します。
※「人数から控除額を計算する場合」の欄から
入力することもできます。

■ 4. 市県民税申告書の PDF ファイルを作成する

「3. 源泉徴収票に記載のない内容を入力」の後、画面下方の「税額計算」ボタンを押すと、「税額試算結果」画面が表示されます。この画面が表示されたら、「申告書作成」ボタンを押すと、市県民税申告書（PDF 形式）のダウンロードが開始されますので、お使いのパソコンに保存するなどしてお使いください。

**あなたの個人住民税が
いくらになるか試算できます。**

区別控除	詳細入力	円
社会保険料控除	詳細入力	800,000円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除	詳細入力	70,000円
地震保険料控除	詳細入力	25,000円
寡婦（寡夫）控除	詳細入力	円
勤労学生、障害者控除	詳細入力	円
配偶者控除	詳細入力	円
配偶者特別控除		円
扶養控除	詳細入力	330,000円
基礎控除		330,000円
合計		1,555,000円

[TOPへ戻る](#)

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

入力が完了したら税額計算ボタンを押してください。 前の画面に戻る場合、ブラウザ

税額計算



税額試算結果

所得金額、所得控除額の内訳は[こちら](#)をご覧ください。

算出税額			
税額	市民税	所得割額	84,000円
		均等割額	3,500円
	県民税	所得割額	56,000円
		均等割額	2,300円
年税額			145,800円
控除不足額	市民税		円
	県民税		円
充当額			円
還付額			円
充当後年税額			145,800円

※市民税・県民税均等割額は地方税の臨時特例法の施行に伴う個人住民税の均等割の税率の引上げ分としてそれぞれ500円が加算されています。

申告書作成

申告書作成前にPDFファイル

PDF ファイルが出力されますので、保存後に申告者の名前・住所などを補記し、押印の上、源泉徴収票等の添付書類とともに提出してください。